

# 石川県公報

令和元年12月27日

第13269号(金曜日)

毎週2回 火曜 金曜発行

## 目次

告 示		公 告	
○一般競争入札の落札者等	(管財課) 1	○動橋川漁業協同組合に係る遊漁規則の変更の認可	(水産課) 5
○自衛官候補生の募集	(市町支援課) 2	○一般国道の区域の変更	(道路整備課) 6
○医療扶助のための施術を担当させる機関の指定	(厚生政策課) 2	○県道の区域の変更	(同) 6
○医療支援給付のための施術を担当させる機関の指定	(同) 2	○一般国道の供用の開始	(同) 7
○生活保護法に基づき指定を受けた施術機関の施術所の廃止の届出	(同) 3	○県道の供用の開始	(同) 7
○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づき指定を受けた施術機関の施術所の廃止の届出	(同) 3	○道路の占用を制限する区域の指定	(同) 7
○身体障害者福祉法に基づく診断を担当する医師の指定	(障害保健福祉課) 3	公 告	
○身体障害者福祉法に基づく診断を担当する医師の指定を辞退する旨の届出	(同) 4	○石川県立高松病院医療事務等業務委託に係る企画提案の募集公告	(医療対策課) 8
○石川県農業近代化資金利子補給金交付要綱の一部改正	(農業政策課) 5	○石川県立高松病院給食業務委託に係る企画提案の募集公告	(同) 9
		○予防接種を行う医師に係る公告	(健康推進課) 10
		○農用地利用配分計画の認可公告	(農業政策課) 11
		○土地区画整理事業の施行認可公告	(都市計画課) 12
		○開発行為及び公共施設に関する工事の完了公告	(建築住宅課) 13

## 告 示

### 石川県告示第292号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)に規定する特定調達契約につき、一般競争入札の落札者を決定したので、次のとおり落札者等について告示する。

令和元年12月27日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 落札に係る物品等の名称、数量及び調達方法
  - 会議机ほか15件 仕様書のとおり 購入
  - パーティションほか32件 仕様書のとおり 購入
- 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
石川県総務部管財課  
金沢市鞍月1丁目1番地
- 落札者を決定した日  
令和元年12月13日
- 落札者の名称及び所在地
  - 1(1) 有限会社野崎商事  
七尾市石崎町イ部74番地
  - 1(2) 株式会社にしき堂  
小松市問屋町35番地
- 落札金額
  - 1(1) 20,262,000円

(2) 1(2) 16,280,000円

- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告を行った日  
令和元年11月1日

**石川県告示第293号**

自衛隊法施行令(昭和29年政令第179号)第114条、第117条第1項及び第118条の規定により、令和元年度自衛官候補生採用試験の試験期日、募集期間、試験場等を次のとおり告示する。

令和元年12月27日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 1 試験期日及び募集期間  
令和2年3・4月採用予定者

試 験 期 日	募 集 期 間
令和2年1月19日	令和2年1月16日17時まで
令和2年2月15日	令和2年2月12日17時まで
令和2年3月7日	令和2年3月4日17時まで
令和2年3月13日	令和2年3月12日17時まで

- 2 試験場  
受付時に通知
- 3 応募手続  
応募しようとする者は、自衛隊石川地方協力本部から志願票を受け取り、これに所定の事項を記入して、自衛隊石川地方協力本部に提出すること。
- 4 その他  
応募手続その他詳細についての問合せ等は、市役所若しくは町役場、自衛隊石川地方協力本部又は石川県総務部市町支援課に行うこと。

**石川県告示第294号**

生活保護法(昭和25年法律第144号)第55条の規定により、医療扶助のための施術を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和元年12月27日

石川県知事 谷 本 正 憲

氏 名	名 称	所 在 地	指定年月日
小林 満 雄	KEiROW高岡中央ステーション	富山県高岡市佐野580	令和元年7月16日
藤 田 英 一	出張専業	白山市鶴来大国町西645番地	令和元年8月29日

**石川県告示第295号**

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定によりその例によることとされる生活保護法(昭和25年法律第144号)第55条の規定により、医療支援給付のための施術を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和元年12月27日

石川県知事 谷 本 正 憲

氏 名	名 称	所 在 地	指定年月日
小林 満 雄	KEiROW高岡中央ステーション	富山県高岡市佐野580	令和元年7月16日
藤 田 英 一	出張専業	白山市鶴来大国町西645番地	令和元年8月29日

## 石川県告示第296号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第55条第2項において準用する同法第50条の2の規定により、指定を受けた施術機関から、次のとおり施術所を廃止した旨の届出があった。

令和元年12月27日

石川県知事 谷 本 正 憲

氏 名(名 称)	所 在 地	廃止年月日
徳 山 啓 作(徳山接骨院)	小松市本折町134番地	令和元年7月11日
橋 本 征 志(島田接骨院)	小松市額見町エ1-27	令和元年11月17日

## 石川県告示第297号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定によりその例によることとされる生活保護法(昭和25年法律第144号)第55条第2項において準用する同法第50条の2の規定により指定を受けた施術機関から、次のとおり施術所を廃止した旨の届出があった。

令和元年12月27日

石川県知事 谷 本 正 憲

氏 名(名 称)	所 在 地	廃止年月日
徳 山 啓 作(徳山接骨院)	小松市本折町134番地	令和元年7月11日
橋 本 征 志(島田接骨院)	小松市額見町エ1-27	令和元年11月17日

## 石川県告示第298号

身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第1項の規定により、診断を担当する医師として次のとおり指定した。

令和元年12月27日

石川県知事 谷 本 正 憲

診療科目	医療機関の名称	所 在 地	医師氏名	指定年月日
消化器内科	小松市民病院	小松市向本折町ホ60番地	伊藤 錬磨	令和元年12月13日
内 科	小松市民病院	小松市向本折町ホ60番地	澤田 慧	〃
循環器内科	小松市民病院	小松市向本折町ホ60番地	八木麻里子	〃
神 経 内 科	やわたメディカルセンター	小松市八幡イ12の7	篠原もえ子	〃
神 経 内 科	やわたメディカルセンター	小松市八幡イ12の7	野崎 一朗	〃
脳神経外科	加賀市医療センター	加賀市作見町リ36番地	北井 隆平	〃
外 科	石川県立高松病院	かほく市内高松ヤ36	黒川 勝	〃
内 科	紺谷医院	かほく市木津へ12番地1	紺谷浩一郎	〃
整 形 外 科	下崎整形外科医院	白山市専福寺町158-3	下崎 真吾	〃
耳鼻咽喉科	能美市立病院	能美市大浜町ノ85番地	田守亜希子	〃
耳鼻咽喉科	能美市立病院	能美市大浜町ノ85番地	青木 蓉子	〃
神 経 内 科	芳珠記念病院	能美市緑が丘11丁目71番地	野寺 裕之	〃
神 経 内 科	金沢脳神経外科病院	野々市市郷町262番地2	森 敦子	〃
肝 臓 内 科	金沢医科大学病院	河北郡内灘町大学1丁目1番地	山田 香穂	〃
眼 科	公立宇出津総合病院	鳳珠郡能登町字宇出津タ字97番地	萩原 健太	〃
整 形 外 科	珠洲市総合病院	珠洲市野々江町ユ部1番地1	長谷川和宏	〃
内 科	たつのちクリニック	能美市辰口町521-1	鱒坂 秀之	〃

## 石川県告示第299号

身体障害者福祉法施行令(昭和25年政令第78号)第3条第2項の規定により、次の医師から、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第1項の指定を辞退する旨の届出があった。

令和元年12月27日

石川県知事 谷 本 正 憲

診療科目	医療機関の名称	所在地	医師氏名	辞退年月日
消化器科	河崎医院	羽咋郡志賀町高浜町ト-1	河崎外美雄	平成8年1月23日
整形外科、 外科、内科、 胃腸科	藤田外科医院	羽咋市大町イ8	藤田俊太郎	平成14年3月31日
神経科	石川県立高松病院	かほく市内高松ヤ36	浜原 昭仁	平成17年9月30日
整形外科、 外科、脳神経 外科、胃腸科	ののいち白山醫院	野々市市太平寺4丁目45	飯森 又郎	平成18年7月14日
外科	レイクサイド木場	小松市三谷町そ80番地	木原 鴻洋	平成19年3月31日
内科	あさがおクリニック	白山市倉光5丁目103番地	吉田 尚弘	平成19年3月31日
脳神経外科	金沢脳神経外科病院	野々市市郷町262番地2	朴 在鎬	平成19年3月31日
外科	藤岡医院	七尾市中島町小牧口51	藤岡 正夫	平成20年5月17日
泌尿器科	まだら園クリニック	小松市福乃宮町2丁目130番地	芝 延行	平成20年7月20日
脳神経外科	アリスス上小松	小松市上小松町丙41-1	井戸 一憲	平成23年3月31日
内科、 呼吸器科	森田病院	小松市園町ホ99番地1	塩崎 晃平	平成23年3月31日
脳神経外科	金沢脳神経外科病院	野々市市郷町262番地2	梅森 勉	平成23年5月31日
内科	陽光園	小松市瀬領町ヨ288	小原 修	平成25年3月31日
外科、 整形外科	松江外科・胃腸科医院	羽咋市松ヶ下町松ヶ下6-1	松江 時彦	平成25年7月28日
内科	公立羽咋病院	羽咋市の場町松崎24番地	北野 克宣	平成26年3月31日
リハビリテー ション科	金沢脳神経外科病院	野々市市郷町262番地2	山口 昌夫	平成26年3月31日
眼科	寺井病院	能美市寺井町ウ84	中泉 裕子	平成26年9月30日
小児科	医療法人社団白山会	白山市米永町303番地の5	福住 孝	平成26年9月5日
脳神経外科	金沢脳神経外科病院	野々市市郷町262番地2	富子 達史	平成27年3月31日
内科	羽咋診療所	羽咋市柳橋町堂田53-1	岩井里枝子	平成27年4月1日
神経内科	金沢脳神経外科病院	野々市市郷町262番地2	大島 薫	平成27年5月31日
内科、 リハビリテー ション科	金沢脳神経外科病院	野々市市郷町262番地2	河崎 寛孝	平成27年5月31日
整形外科	福田整形外科医院	羽咋市釜屋町井144の1	福田 喜雄	平成28年1月21日
神経内科、 内科	浜野クリニック	七尾市小島町ニ部50番地1	嶋崎 鋼兵	平成28年5月31日
神経内科、 内科	浜野西病院	七尾市津向町中20番1	嶋崎 鋼兵	平成28年5月31日
眼科	浜野クリニック	七尾市小島町ニ部50番地1	滝沢 淳子	平成28年10月21日
内科	公立羽咋病院	羽咋市の場町松崎24番地	谷内 莊成	平成29年3月31日
神経内科	金沢脳神経外科病院	野々市市郷町262番地2	品川真里子	平成29年12月31日
外科	珠洲市総合病院	珠洲市野々江町ユ部1番地1	寺川 裕史	平成30年3月31日

小 児 科	珠洲市総合病院	珠洲市野々江町ユ部1番地1	村岡 正裕	平成30年3月31日
内 科	公立穴水総合病院	鳳珠郡穴水町字川島タ8番地	松井 亮太	平成30年3月31日
耳鼻咽喉科	山田耳鼻咽喉科医院	河北郡津幡町字津幡口5-10	山田 栄一	平成30年5月10日
神 経 科	加賀神経サナトリウム	加賀市幸町2-63	菊知 龍雄	平成30年9月29日
消 化 器 科	河崎医院	羽咋郡志賀町高浜町ト-1	河崎 哲朗	平成31年1月20日
外 科、 呼吸器外科、 心臓血管外科	久藤総合病院	加賀市大聖寺永町イ17番地	四方 裕夫	平成31年3月31日
内 科	老人保健施設陽翠の里	能美市緑が丘11-71	森 清男	平成31年3月31日
外 科	公立能登総合病院	七尾市藤橋町ア部6番地4	杉田 浩章	平成31年4月1日
形 成 外 科	公立能登総合病院	七尾市藤橋町ア部6番地4	山城 薫	平成31年4月1日
脳神経外科	公立能登総合病院	七尾市藤橋町ア部6番地4	朴 在鎬	平成31年4月1日
内 科	恵寿総合病院	七尾市富岡町94	平井 洋	令和元年9月30日
内 科	米田内科医院	白山市石同新町603番地	米田 正夫	令和元年10月31日
眼 科	みばやし眼科	七尾市国分町ラ13番地の9号	三林 蓉子	令和元年11月8日
内 科、 リハビリテー ション科	円山病院	七尾市府中町68番地の3	圓山 義一	令和元年11月11日
形 成 外 科	恵寿総合病院	七尾市富岡町94	山野辺裕二	令和元年11月30日
内 科	町立富来病院	羽咋郡志賀町富来地頭町7の 110番地1	朝倉 大貴	平成29年3月31日

石川県告示第300号

石川県農業近代化資金利子補給金交付要綱（昭和46年石川県告示第263号）の一部を次のように改正する。

令和元年12月27日

石川県知事 谷 本 正 憲

第2条の表第1号から第3号までの規定中「年1.26%～年1.36%」を「年1.3%～年1.4%」に、「年0.86%」を「年0.75%」に改め、同表第4号中

「

年1.26%	～	年1.26%	年0.86%
年1.36%			

」を「

年1.3%	～	年1.3%	年0.75%
年1.4%			

」に改め、同表第5号中「年1.26%～年1.36%」

を「年1.3%～年1.4%」に改め、同表第6号中「年1.26%」を「年1.3%」に、「年0.86%」を「年0.75%」に改め、同表第7号中「年1.26%～年1.36%」を「年1.3%～年1.4%」に、「年0.86%」を「年0.75%」に改め、同表第8号中「年1.26%」を「年1.3%」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、公表の日から施行する。

（経過措置）

2 この告示による改正後の第2条の規定は、令和元年12月18日以後に貸し付けた資金に係る利子補給について適用し、同日前に貸し付けた資金に係る利子補給については、なお従前の例による。

3 令和元年12月18日以後に貸し付けた資金のうち同日前に承認を受けたものの利子補給については、前項の規定にかかわらず、当該資金に係る同日前の貸付利率又は同日以後の貸付利率のいずれか低い方を基準として利子補給率を定めるものとする。

石川県告示第301号

漁業法（昭和24年法律第267号）第129条第3項の規定により、動橋川漁業協同組合に係る遊漁規則の変更を次のと

おり認可した。

令和元年12月27日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 漁業権者の名称及び住所

動橋川漁業協同組合

加賀市南郷町ヌ15-1

2 漁業権の免許番号

内共第3号

3 認可に係る変更の内容

次のとおり遊漁規則第7条第1項の表を改正する。

魚 種	漁 具 漁 法	期 間	遊漁料
あゆ	手釣及び竿釣	1日	1,500円
いわな、やまめ(さくらますを含む)、こい、ふな、うなぎ、ぬまちちぶ及びてながえび	竿釣		
かじか	竿釣及びたも網	1年	5,000円
あゆ、ぬまちちぶ及びてながえび	流し網、投網及びたも網	1年	10,000円
いわな、やまめ(さくらますを含む)、こい、ふな及びうなぎ	流し網及び投網		

4 変更認可年月日

令和元年12月18日

5 変更後の遊漁規則の施行の日

令和元年12月18日

石川県告示第302号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、次のとおり一般国道の区域を変更した。

なお、その関係図面は、令和元年12月27日から令和2年1月17日まで縦覧に供する。

令和元年12月27日

石川県知事 谷 本 正 憲

路 線 名	道 路 の 区 域			関係図面の 縦覧場所
	変 更 の 区 間	旧新別	敷地の幅員(m) 延長(m)	
157号	白山市桑島三号3番4地先から 白山市桑島三号3番4地先まで	旧	11.00 ~ 34.40 95.7	石川土木 総合事務所 維持管理課
		新	11.85 ~ 34.40 95.7	
249号	輪島市長井町式〇字11番3地先から 輪島市長井町壱九字8番1地先まで	旧	8.60 ~ 11.60 228.7	奥能登土木 総合事務所 維持管理課
		新	11.50 ~ 18.09 231.3	

石川県告示第303号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、次のとおり県道の区域を変更した。

なお、その関係図面は、令和元年12月27日から令和2年1月17日まで縦覧に供する。

令和元年12月27日

石川県知事 谷 本 正 憲



路線名	道路の区域			関係図面の縦覧場所	
	変更の区間	旧新別	敷地の幅員(m)		延長(m)
小松島越鶴来線	白山市上野町レ34番地先から 白山市上野町ヨ126番2地先まで	旧	5.69～12.00	115.9	石川土木 総合事務所 維持管理課
		新	7.93～14.58	115.9	

## 石川県告示第304号

次のとおり一般国道の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、告示する。  
なお、その関係図面は、令和元年12月27日から令和2年1月17日まで縦覧に供する。

令和元年12月27日

石川県知事 谷 本 正 憲

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日	関係図面の縦覧場所
157号	白山市桑島三号3番4地先から 白山市桑島三号3番4地先まで	令和元年12月27日	石川土木 総合事務所 維持管理課
249号	輪島市長井町式〇字1番2地先から 輪島市長井町壱九字8番1地先まで	令和元年12月27日	奥能登土木 総合事務所 維持管理課

## 石川県告示第305号

次のとおり県道の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、告示する。  
なお、その関係図面は、令和元年12月27日から令和2年1月17日まで縦覧に供する。

令和元年12月27日

石川県知事 谷 本 正 憲

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日	関係図面の縦覧場所
小松島越鶴来線	白山市上野町レ34番地先から 白山市上野町ヨ126番2地先まで	令和元年12月27日	石川土木 総合事務所 維持管理課

## 石川県告示第306号

道路法（昭和27年法律第180号）第37条第1項の規定により、次のとおり道路の占用を制限する区域を指定する。  
なお、その関係図面は、令和元年12月27日から令和2年1月17日まで縦覧に供する。

令和元年12月27日

石川県知事 谷 本 正 憲

## 1 道路の種類、路線名、占用を制限する区域及び関係図面の縦覧場所

道路の種類	路線名	占用を制限する区域	関係図面の縦覧場所
一般国道	157号	白山市桑島三号3番4地先から 白山市桑島三号3番4地先まで	石川土木総合事務所維持管理課
〃	249号	輪島市長井町式〇字11番3地先から 輪島市長井町壱九字8番1地先まで	奥能登土木総合事務所維持管理課

## 2 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを

除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

3 占有を制限する理由

緊急輸送道路の占有を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

4 占有の制限の開始の期日

令和元年12月27日

## 公 告

石川県立高松病院医療事務等業務委託に係る企画提案の募集公告

次のとおり企画提案の募集を実施する。

令和元年12月27日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 委託事業の概要

(1) 名称

石川県立高松病院医療事務等業務委託

(2) 委託事業の内容

石川県立高松病院医療事務等業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）で指定する内容

(3) 委託期間

令和2年4月1日から令和5年3月31日まで

2 参加資格要件

次の要件を全て満たす者とする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立をした者又は再生手続開始の申立をされた者に該当しない者であること。

(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立をした者又は更生手続開始の申立をされた者に該当しない者であること。

(4) 石川県が賦課徴収する全ての税について、未納がないこと。

(5) 平成10年度以降石川県が発注する物品の製造の請負、物品の購入等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査の申請の時期及び方法等（平成9年石川県告示第581号）に基づき、令和元年度において競争入札参加資格を有すると認められた者であり、県内に本社、支社、営業所等を有する者であること。

(6) 指名停止の措置を受けている者でないこと。

(7) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められる者

イ 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められる者

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供給するなど直接的又は積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していると認められる者

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者

(8) 平成31年4月1日現在、精神科を標ぼうする病床数200床以上の病院で医療事務等業務の受託実績を有する者であること。



- (9) 平成31年4月1日現在、「ISO/IEC27001/JISQ27001」の情報セキュリティマネジメントシステムの認証を取得している者であること。
- 3 仕様書等の交付場所等
- (1) 交付場所  
〒929-1293 かほく市内高松ヤ36  
石川県立高松病院事務局総務課
- (2) 交付方法  
(1)の交付場所において書面により交付
- (3) 交付期間  
令和元年12月27日(金)から令和2年1月22日(水)まで(石川県の休日を定める条例(平成元年石川県条例第16号)第1条第1項に規定する県の休日(以下「県の休日」という。)を除く。)の午前9時から午後5時まで
- 4 企画提案書の提出場所等
- (1) 提出場所  
3(1)の交付場所に同じ。
- (2) 提出期限  
令和2年1月22日(水)午後5時
- (3) 提出方法  
持参(県の休日を除く。)又は郵送(提出期限内に必着とする。)により提出すること。
- 5 審査方法  
2の参加資格等を満たすと認められた者の提出した企画提案について、書面審査等を実施し、委託候補者を選定する。
- 6 その他
- (1) 提出された書類の作成及び提出に要する費用は、全て参加者の負担とする。
- (2) 提出された書類は、提出期限後は返却しない。
- (3) 提出された書類は、選定作業のため必要最小限の範囲内で複写することがある。
- (4) 提出された書類の機密保持には、十分配慮する。

---

石川県立高松病院給食業務委託に係る企画提案の募集公告

次のとおり企画提案の募集を実施する。

令和元年12月27日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 1 委託事業の概要
- (1) 名称  
石川県立高松病院給食業務委託
- (2) 委託事業の内容  
石川県立高松病院給食業務委託仕様書(以下「仕様書」という。)で指定する内容
- (3) 委託期間  
令和2年4月1日から令和5年3月31日まで
- 2 参加資格要件  
次の要件を全て満たす者とする。
- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立をした者又は再生手続開始の申立をされた者に該当しない者であること。
- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立をした者又は更生手続開始の申立をされた者に該当しない者であること。
- (4) 石川県が賦課徴収する全ての税について、未納がないこと。
- (5) 平成10年度以降石川県が発注する物品の製造の請負、物品の購入等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査の申請の時期及び方法等(平成9年石川県告示第581号)に基づき、令和元年度において競争入札参加資格を有すると認められた者であり、県内に本社、支社、営業所等を有する者

であること。

(6) 指名停止の措置を受けている者でないこと。

(7) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 役員等(個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)であると認められる者

イ 暴力団(暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められる者

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供給するなど直接的又は積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していると認められる者

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者

(8) 医療法(昭和23年法律第205号)第15条の3、医療法施行令(昭和23年政令第326号)第4条の7第3号及び医療法施行規則(昭和23年厚生省令第50号)第9条の10に定められている基準に適合している者又は一般財団法人医療関連サービス振興会が定める患者給食の認定を取得している者であること。

(9) 医療法第1条の5第1項に規定する病院であって、病床数が200以上のもので給食業務を2年以上継続して自ら実施した実績を有する者であること。

### 3 仕様書等の交付場所等

(1) 交付場所

〒929-1293 かほく市内高松ヤ36

石川県立高松病院事務局総務課

(2) 交付方法

(1)の交付場所において書面により交付

(3) 交付期間

令和元年12月27日(金)から令和2年1月22日(水)まで(石川県の休日を定める条例(平成元年石川県条例第16号)第1条第1項に規定する県の休日(以下「県の休日」という。)を除く。)の午前9時から午後5時まで

### 4 企画提案書の提出場所等

(1) 提出場所

3(1)の交付場所に同じ。

(2) 提出期限

令和2年1月22日(水)午後5時

(3) 提出方法

持参(県の休日を除く。)又は郵送(提出期限内に必着とする。)により提出すること。

### 5 審査方法

2の参加資格等を満たすと認められた者の提出した企画提案について、書面審査等を実施し、委託候補者を選定する。

### 6 その他

(1) 提出された書類の作成及び提出に要する費用は、全て参加者の負担とする。

(2) 提出された書類は、提出期限後は返却しない。

(3) 提出された書類は、選定作業のため必要最小限の範囲内で複写することがある。

(4) 提出された書類の機密保持には、十分配慮する。

### 予防接種を行う医師に係る公告

市町長が予防接種法(昭和23年法律第68号)第5条第1項の規定により行う予防接種について、予防接種法施行令(昭和23年政令第197号)第4条第1項本文の規定により、当該市町長の要請に応じて当該予防接種を行う医師の氏名及び予防接種を行う場所は、次のとおりである。

令和元年12月27日

石川県知事 谷 本 正 憲

## 1 A類疾病及びB類疾病

医師の氏名	医師が協力を承諾した市町	予 防 接 種 を 行 う 主 た る 場 所
米 島 博 嗣	県内全域	金沢市東山2丁目16番3号 医療法人社団 米島内科医院
横 山 忠 史	〃	金沢市駅西本町6丁目15番41号 金沢西病院
卜 部 健	〃	白山市白峰ハ157番1地 白峰診療所

## 2 A類疾病のみ

医師の氏名	医師が協力を承諾した市町	予 防 接 種 を 行 う 主 た る 場 所
池 田 直 樹	県内全域	金沢市大額3丁目266 いけだなおき内科医院
安 田 義 顕	〃	金沢市大豆田本町ハ62番地 安田内科病院
神 川 繁	〃	〃
安 田 俊 一	〃	〃
中 川 淳	〃	〃

## 3 B類疾病のみ

医師の氏名	医師が協力を承諾した市町	予 防 接 種 を 行 う 主 た る 場 所
中 谷 聡	県内全域	金沢市泉本町4丁目12番 医療法人社団中谷整形外科
中 藤 秀 明	〃	金沢市粟崎町1-59 医療法人社団 中藤クリニック
高 松 靖	〃	金沢市蚊爪町イ136 医療法人社団 内科高松医院
西 岡 亮	〃	〃
蔵 島 乾	〃	〃
倉 知 裕	〃	金沢市神宮寺1-12-5 くらち眼科医院
加 藤 寛 幸	〃	金沢市三口新町1丁目8番1号 社会福祉法人陽風園診療所
熊 谷 公 利	〃	〃
鈴 木 尚	〃	〃
盛 田 英 樹	〃	〃
真 柴 智	〃	〃
河 合 昂 三	〃	〃
漆 原 涼 太	〃	〃
五十嵐 裕 太	〃	河北郡内灘町字大学1-1 金沢医科大学病院
岡 野 恵 一 郎	〃	〃
元 雄 良 誠	〃	珠洲市野々江町ユ部1番地1 珠洲市総合病院
米 田 正 夫	〃	白山市米永町300番地2 医療法人社団白山会 介護老人保健施設 なごみ苑

## 農用地利用配分計画の認可公告

農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第18条第1項の規定により、農用地利用配分計画を次のとおり認可した。

令和元年12月27日

石川県知事 谷 本 正 憲

## 1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
浅田 康子	小松市	小松市北浅井町貳号113番
松田 武	七尾市	七尾市中島町小牧丙23番ほか16筆
榊谷 武史	羽咋市	羽咋市東釜屋町竹45番ほか5筆
中村 武史	羽咋市	羽咋市大町る13番1ほか3筆
西村 英二	羽咋市	羽咋市滝町1465番
合同会社 Red Earth Company	羽咋市	羽咋市滝町1476番1ほか11筆
山田 賢一	羽咋市	羽咋市滝町1345番ほか6筆
株式会社 JAアグリはくい	羽咋市	羽咋市滝町1455番ほか11筆
中條 忠	羽咋市	羽咋市滝町1319番
農事組合法人 山上農産	羽咋市	羽咋市粟生町7番ほか1筆
農事組合法人 佐智豊拓	羽咋市	羽咋市南潟町135番ほか10筆
梶田 幸雄	羽咋市	羽咋市寺家町623番ほか9筆
潟辺 正勝	羽咋市	羽咋市鹿島路町西43番ほか2筆
有限会社 フロンティアはら	羽咋市	羽咋市鹿島路町西62番
谷内 勇	羽咋市	羽咋市鹿島路町西67番
農事組合法人 一木	白山市	白山市米永町2201番ほか5筆
有限会社 クリエイトファーム松任	白山市	白山市相川町2795番1ほか4筆
株式会社 ヤマジマ	白山市	白山市矢頃島町617番ほか12筆
安實 吉久	白山市	白山市矢頃島町647番ほか3筆
作田 正博	白山市	白山市森島町う111番1
櫻井 隆雄	能美市	能美市下清水町196番

## 2 認可年月日

令和元年12月27日

## 土地区画整理事業の施行認可公告

土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第4条第1項の規定により、土地区画整理事業の施行を次のとおり認可した。

令和元年12月27日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 土地区画整理事業の名称  
能美市福島産業団地土地区画整理事業
- 施行者の住所及び名称  
能美市来丸町1110番地  
能美市土地開発公社
- 事業施行期間  
令和元年12月27日から令和5年3月31日まで
- 施行地区に含まれる地域の名称  
能美市福島町ろの一部  
能美市福島町はの一部  
能美市福島町にの一部  
能美市福島町ほの一部  
(地区内に介在する道路敷及び水路敷を含む。)
- 事務所の所在地  
能美市来丸町1110番地

- 6 施行認可の年月日  
令和元年12月20日
- 7 事業年度  
毎年4月1日から翌年3月31日まで
- 8 公告の方法  
能美市土地開発公社の掲示板に掲示する。

開発行為及び公共施設に関する工事の完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく次の開発行為及び公共施設に関する工事が完了した。

令和元年12月27日

石川県知事 谷 本 正 憲

開発区域に含まれる地域の名称	公共施設の種類、位置及び区域	開発許可を受けた者
能美郡川北町字中島ハ54番1から54番7まで、61番1から61番5まで、字中島ワ142番3から142番5まで、151番4から151番12まで、158番1から158番10まで、161番1から161番6まで、162番1、162番3から162番6まで、164番1、164番3から164番11まで、165番3、262番、農道及び水路の無籍地の一部	道路 能美郡川北町字中島ハ54番1、字中島ワ142番3、151番4、151番11、158番1、161番1、161番2、162番1、164番1、165番3、262番、農道及び水路の無籍地の一部 道路（通路） 能美郡川北町字中島ハ54番6、61番2、字中島ワ151番9、161番4、農道及び水路の無籍地の一部 公園 能美郡川北町字中島ワ164番8	金沢市泉が丘二丁目12番46号 株式会社金沢ホームビルド

